○総務省告示第二百号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五十二条第二項第一号の規定に基づき、同号に規定する総務大臣が指定する区域を次のように指定する。

平成二十四年五月三十一日

総務大臣　川端　達夫

地方税法附則第五十二条第二項第一号に規定する総務大臣が指定する区域は、同号に規定する警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であった区域のうち、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第三項又は第五項の規定により同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長（以下「原子力災害対策本部長」という。）が市町村長に対して行う帰還困難区域の設定を行うことの指示（同法第二十条第三項又は第五項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行う警戒区域（平成二十四年三月三十一日において、同条第三項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行った警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であったものに限る。）の設定の解除を行うことの指示と併せて行うものに限る。）の対象区域となった区域とする。

○法務省告示第二百二十四号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十四年五月三十一日

法務大臣　小川　敏夫

氏　　名　マーク・ロビンソン・デイビズ

生年月日　千九百七十四年一月四日

国　　籍　オーストラリア

○財務省告示第百八十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十四年度の初日から平成二十四年四月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年五月三十一日

財務大臣　安住　淳

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十四年度の初日から平成二十四年四月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	○トン
三	一八トン
四	三七一トン
五	○トン
六	二トン
七	四トン
八	二トン
九	九二三トン
一〇	九〇トン
一一	一一八トン
一二	七、五五三トン
一三	四六〇、八二四トン
一四	九一、四一七トン
一四の二	二五、一二一トン
一五	五二トン
一六	四〇八トン
一七	七、二六六トン
一八	五〇四トン
一九	○トン
二〇	○トン
二一	一、六〇二トン
二二	一〇七トン
二三	四トン
二四	○トン
二五	○トン
二六	○トン
二七	五二トン
二八	○トン
二九	○トン

○財務省告示第百九十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十四年度の初日から平成二十四年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年五月三十一日

財務大臣　安住　淳

平成二十四年度の初日から平成二十四年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　一万六千八百七十四トン

二　冷凍牛肉　二万二百六十一トン

○財務省告示第百九十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十四年度の初日から平成二十四年四月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年五月三十一日

財務大臣　安住　淳

平成二十四年度の初日から平成二十四年四月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　五万三百四十九トン

二　生きている豚及び豚肉等　五万三百五十七トン

○財務省告示第百九十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六第三項に係る物品についての平成二十四年度における輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税の発動日を次のように告示する。

平成二十四年五月三十一日

財務大臣　安住　淳

平成二十四年六月一日

○財務省告示第百九十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第二号の規定に基づき、平成二十三年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量を次のように告示する。

平成二十四年五月三十一日

財務大臣　安住　淳

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量は、平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量及び平成二十三年度における冷凍牛肉の輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量とし、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　二十九万二千三百五十五トン

二　冷凍牛肉　三十五万千百九十二トン

○財務省告示第百九十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項第二号の規定に基づき、平成二十三年度までの過去三年度における各年度の豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量を次のように告示する。

平成二十四年五月三十一日

財務大臣　安住　淳

八十三万五百四トン